

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行（令和5年3月）	修 正（令和6年3月）	修正理由												
4-7	<p>第1章 総 則</p> <p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 浜中町</p> <table border="1"> <tr> <td>浜中町教育委員会</td> <td>(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(新 設)</u></td> </tr> </table> <p>7 北海道教育委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道教育委員会 釧路教育局</td> <td>(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(新 設)</u></td> </tr> </table>	浜中町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(新 設)</u>	北海道教育委員会 釧路教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(新 設)</u>	<p>第1章 総 則</p> <p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 浜中町</p> <table border="1"> <tr> <td>浜中町教育委員会</td> <td>(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(3) 公立学校における防災教育に関すること。</u></td> </tr> </table> <p>7 北海道教育委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道教育委員会 釧路教育局</td> <td>(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(3) 公立学校における防災教育に関すること。</u></td> </tr> </table>	浜中町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(3) 公立学校における防災教育に関すること。</u>	北海道教育委員会 釧路教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(3) 公立学校における防災教育に関すること。</u>	<p>公立学校における防災教育に関する取組を北海道教育委員会でやっていることから、記載を追加</p>				
浜中町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(新 設)</u>														
北海道教育委員会 釧路教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(新 設)</u>														
浜中町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(3) 公立学校における防災教育に関すること。</u>														
北海道教育委員会 釧路教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 <u>(3) 公立学校における防災教育に関すること。</u>														
41	<p>第3章 防災組織</p> <p>第2節 気象業務に関する計画</p> <p>第1 気象業務組織</p> <p>2 予報区担当官署の業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 官 署</th> <th>予報警報等の種類</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)</td> <td><u>地方週間天気予報</u></td> <td><u>毎日2回(11、17時)</u></td> </tr> </tbody> </table>	担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数	札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	<u>地方週間天気予報</u>	<u>毎日2回(11、17時)</u>	<p>第3章 防災組織</p> <p>第2節 気象業務に関する計画</p> <p>第1 気象業務組織</p> <p>2 予報区担当官署の業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 官 署</th> <th>予報警報等の種類</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)</td> <td><u>(削る。)</u></td> <td><u>(削る。)</u></td> </tr> </tbody> </table>	担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数	札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<p>地方週間天気予報（文章形式）の提供終了（令和5年3月31日）に伴う記載削除</p>
担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数													
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	<u>地方週間天気予報</u>	<u>毎日2回(11、17時)</u>													
担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数													
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>													

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由																																								
42-43	<p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象等に関する特別警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される (以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>地面現象</u>の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</p> <p>イ 気象等に関する警報・注意報</p> <p>(7) 気象警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>(略) 大雨警報（土砂災害）は、<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 洪水警報及び注意報</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>(略) <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>地面現象</u>及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</p>	種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される (以下略)	種類	概要	大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	(略) <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	<p>第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報</p> <p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象等に関する特別警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される。(以下略)</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される。(以下略)</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと<u>予想された</u>ときに発表される (以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>土砂崩れ</u>の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</p> <p>イ 気象等に関する警報・注意報</p> <p>(7) 気象警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>(略) 大雨警報（土砂災害）は、<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 洪水警報及び注意報</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>(略) <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>土砂崩れ</u>及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</p>	種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。(以下略)	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。(以下略)	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される (以下略)	種類	概要	大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	(略) <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	<p>・現状の運用にあわせた文言の追記や修正</p> <p>・気象業務法施行令の改正に伴う修正（地面現象→土砂崩れ）</p>
種類	概要																																										
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)																																										
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																										
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)																																										
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																										
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																																										
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される (以下略)																																										
種類	概要																																										
大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。																																										
洪水警報	(略) <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。																																										
種類	概要																																										
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。(以下略)																																										
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。																																										
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。(以下略)																																										
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。																																										
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。																																										
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される (以下略)																																										
種類	概要																																										
大雨警報	(略) 大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。																																										
洪水警報	(略) <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。																																										
44	<p>(3) 気象警報発表基準 <u>(令和4年5月26日現在)</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>114</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td rowspan="3"></td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>姉別川流域=12.9、ノコベリベツ川流域=5.9、琵琶瀬川流域=<u>12</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>ノコベリベツ川流域= (5,5.8)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>114</u>	洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=12.9、ノコベリベツ川流域=5.9、琵琶瀬川流域= <u>12</u>	複合基準	ノコベリベツ川流域= (5,5.8)	指定河川洪水予報による基準	—	<p>(3) 気象警報発表基準 <u>(令和5年6月8日現在)</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>121</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td rowspan="3"></td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>姉別川流域=12.9、ノコベリベツ川流域=5.9、琵琶瀬川流域=<u>11.7</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>ノコベリベツ川流域= (5,5.8)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>121</u>	洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=12.9、ノコベリベツ川流域=5.9、琵琶瀬川流域= <u>11.7</u>	複合基準	ノコベリベツ川流域= (5,5.8)	指定河川洪水予報による基準	—	<p>気象警報発表基準の変更に伴う修正</p>										
大雨	(浸水害)		表面雨量指数基準	10																																							
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>114</u>																																								
洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=12.9、ノコベリベツ川流域=5.9、琵琶瀬川流域= <u>12</u>																																								
		複合基準	ノコベリベツ川流域= (5,5.8)																																								
		指定河川洪水予報による基準	—																																								
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10																																								
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>121</u>																																								
洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=12.9、ノコベリベツ川流域=5.9、琵琶瀬川流域= <u>11.7</u>																																								
		複合基準	ノコベリベツ川流域= (5,5.8)																																								
		指定河川洪水予報による基準	—																																								

浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由																																		
44-45	<p>(5) 気象注意報発表基準 <u>(令和4年5月26日現在)</u></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>6.6</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td></td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>姉別川流域=10.3、ノコベリベツ川流域=4.7、琵琶瀬川流域=<u>9.6</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>複合基準</td> <td>ノコベリベツ川流域=(5,4.7)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> </table>	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>6.6</u>	洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=10.3、ノコベリベツ川流域=4.7、琵琶瀬川流域= <u>9.6</u>		複合基準	ノコベリベツ川流域=(5,4.7)		指定河川洪水予報による基準	—	<p>(5) 気象注意報発表基準 <u>(令和5年6月8日現在)</u></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>7.3</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td></td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>姉別川流域=10.3、ノコベリベツ川流域=4.7、琵琶瀬川流域=<u>9.3</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>複合基準</td> <td>ノコベリベツ川流域=(5,4.7)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> </table>	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>7.3</u>	洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=10.3、ノコベリベツ川流域=4.7、琵琶瀬川流域= <u>9.3</u>		複合基準	ノコベリベツ川流域=(5,4.7)		指定河川洪水予報による基準	—	気象注意報発表基準の変更に伴う修正
大雨	(浸水害)		表面雨量指数基準	6																																	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>6.6</u>																																		
洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=10.3、ノコベリベツ川流域=4.7、琵琶瀬川流域= <u>9.6</u>																																		
		複合基準	ノコベリベツ川流域=(5,4.7)																																		
		指定河川洪水予報による基準	—																																		
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6																																		
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>7.3</u>																																		
洪水		流域雨量指数基準	姉別川流域=10.3、ノコベリベツ川流域=4.7、琵琶瀬川流域= <u>9.3</u>																																		
		複合基準	ノコベリベツ川流域=(5,4.7)																																		
		指定河川洪水予報による基準	—																																		
46	<p>2 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※	(略)	<p>2 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> <tr> <td>土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) <u>—</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	種類	概要	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) <u>—</u>	(略)	不要な文字の削除																										
種類	概要																																				
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※	(略)																																				
種類	概要																																				
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) <u>—</u>	(略)																																				
47	<p>●注意報及び警報 (特別警報を含む) 等の伝達系統図</p>	<p>●注意報及び警報 (特別警報を含む) 等の伝達系統図</p>	関係機関への伝達系統の修正																																		

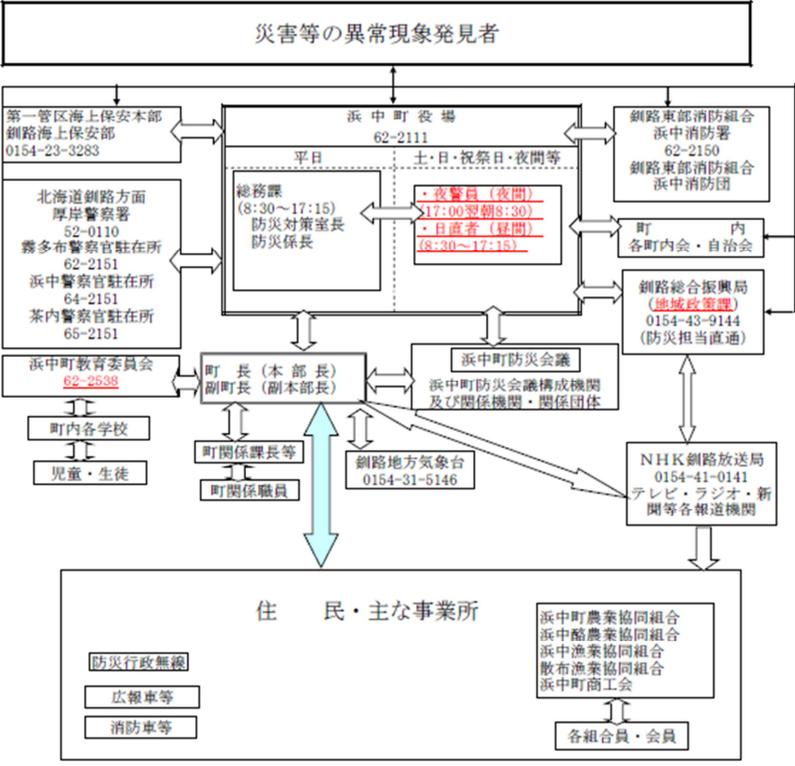
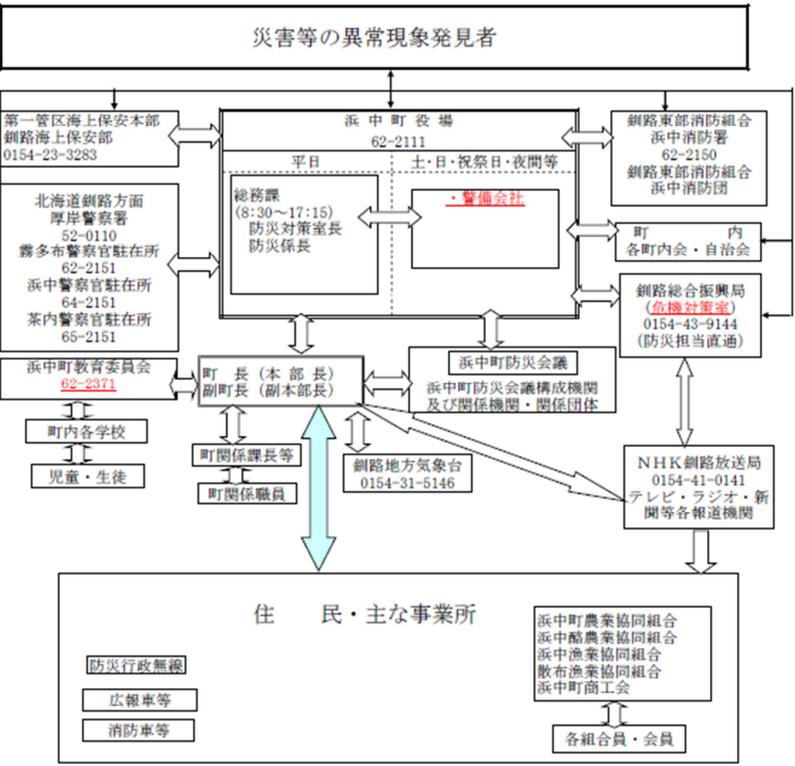
浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由
48	4 水防活動用気象等警報及び注意報 水防活動の利用に適合する 警報及び注意報 は、下表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる 警報及び注意報 により代行する。	4 水防活動用気象等警報及び注意報 水防活動の利用に適合する 注意報及び警報 は、下表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる 注意報、警報及び特別警報 により代行する。	文言修正（気象庁における標準的な記載と整合）
49	7 気象情報等 (1) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路地方など）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝・釧路・根室地方など）で発表される。大雨 <u> </u> に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	7 気象情報等 (1) 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路地方など）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝・釧路・根室地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	早期注意情報の要素に高潮を追加及び誤記の修正
63	第4章 災害予防計画 第5節 相互応援（受援）体制整備計画 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) 略 <u>(新設)</u> _____ _____ _____ _____	第4章 災害予防計画 第5節 相互応援（受援）体制整備計画 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (1)～(4) 略 <u>(5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、この計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（浜中町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、この計画に明記する、若しくは相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
68	第7節 避難体制整備計画 第2 指定緊急避難場所 <u> </u> の確保等 1～4 (略) <u>(新設)</u> _____	第7節 避難体制整備計画 第2 指定緊急避難場所及び津波一時避難場所の確保等 1～4 (略) <u>5 津波一時避難場所は、津波警報又は大津波警報が発令された時、津波浸水区域外まで避難できない人が一時的に避難する場所として指定する。</u>	浸水区域に新たに避難場所を設置したことによる修正
68	第3 指定避難所の確保等 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (1)～(3) 略 <u>(新設)</u> _____	第3 避難所の確保等 2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (1)～(3) 略 <u>(4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
70	第4 町における避難計画の策定等 3 避難計画の策定等 (1) 町の避難計画 ア～エ 略 オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 ア 給水、給食措置 イ 毛布、寝具等の支給 ウ 衣料、日用必需品の支給 エ <u>暖房</u> 及び発電機用燃料の確保 オ 負傷者に対する応急救護	第4 町における避難計画の策定等 3 避難計画の策定等 (1) 町の避難計画 ア～エ 略 オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 ア 給水、給食措置 イ 毛布、寝具等の支給 ウ 衣料、日用必需品の支給 エ <u>冷暖房</u> 及び発電機用燃料の確保 オ 負傷者に対する応急救護	国の通知（「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」（令和5年7月12日付け府政防第2842号、消防第131号））における、避難所における冷暖房の充実強化を踏まえた修正

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由
74	<p>第8節 避難行動要支援者等対策計画</p> <p>第2 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、関係部局で把握している要介護者等の情報を集約するよう努める。</p> <p>また、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する</p> <p>等、適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>第8節 避難行動要支援者等対策計画</p> <p>第2 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、関係部局で把握している要介護者等の情報を集約するよう努める。</p> <p>また、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
80	<p>第9節 情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>第2 町、道及び防災関係機関</p> <p>●災害情報等連絡系統図</p> 	<p>第9節 情報収集・伝達体制整備計画</p> <p>第2 町、道及び防災関係機関</p> <p>●災害情報等連絡系統図</p> 	<p>関係機関への伝達系統の修正</p>

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行（令和5年3月）	修 正（令和6年3月）	修正理由
131	<p>第5章 災害応急対策計画 第4節 避難対策計画</p> <p>第11 避難所等の運営管理等</p> <p>1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>第5章 災害応急対策計画 第4節 避難対策計画</p> <p>第11 避難所等の運営管理等</p> <p>1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
131	<p>第11 避難所等の運営管理等</p> <p>5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換</p> <p>に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>第11 避難所等の運営管理等</p> <p>5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由
146	<p>第8節 ヘリコプター等活用計画</p> <p>●消防防災ヘリコプターの運航系統</p> <p>○消防関係業務</p> <p>○救急患者の搬送</p>	<p>第8節 ヘリコプター等活用計画</p> <p>●消防防災ヘリコプターの運航系統</p> <p>○消防関係業務</p> <p>○救急患者の搬送</p>	<p>関係機関への伝達系統の修正</p>
157	<p>第13節 交通応急対策計画</p> <p>第3 海上交通安全の確保</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <p>4 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>5 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p>	<p>第13節 交通応急対策計画</p> <p>第3 海上交通安全の確保</p> <p>1～3 略</p> <p>4 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</p> <p>5 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>6 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</p>	<p>「海上保安庁防災業務計画」において記載が追加されたことにあわせた記載の追加</p>

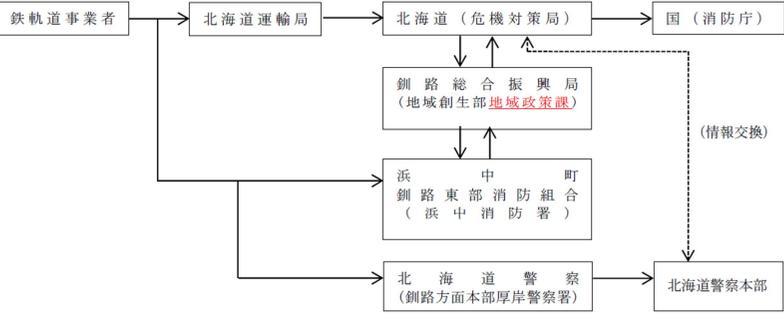
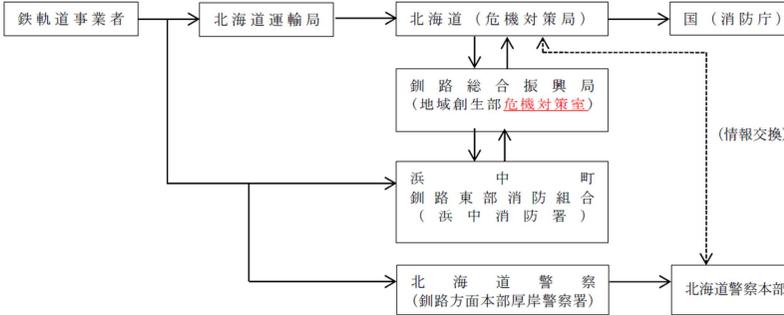
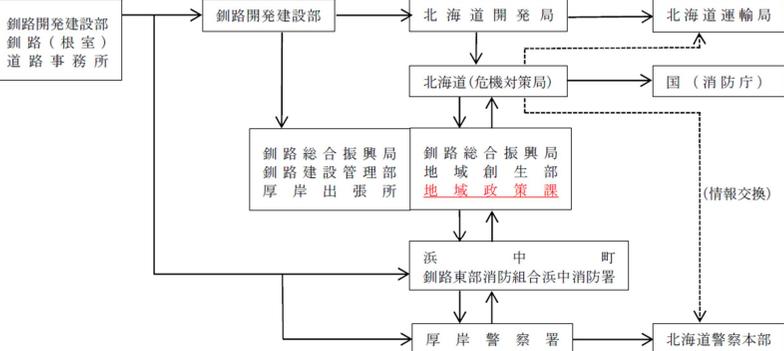
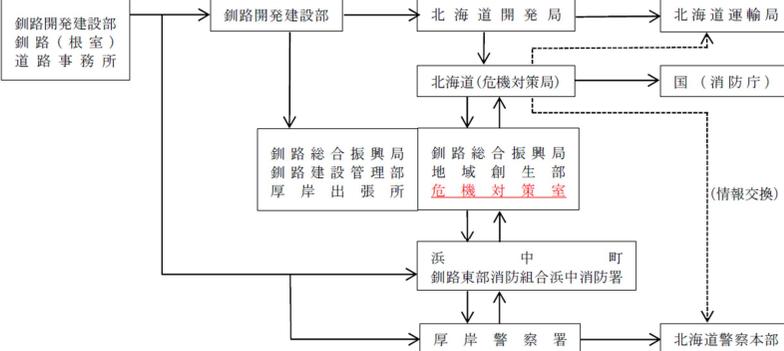
浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由
158	<p>第4 緊急輸送のための交通規制</p> <p>2 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(5) 事前届出制度の普及等</p> <p>町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</p>	<p>第4 緊急輸送のための交通規制</p> <p>2 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(5) 発災前確認手続の普及等</p> <p>町は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。</p>	<p>事前届出制度が廃止され、発災前においても緊急通行車両の確認手続を実施することが可能になったことによる修正</p>
161	<p>第14節 輸送計画</p> <p>第2 輸送の方法</p> <p>3 空中輸送</p> <p>陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた 場合、又は救急患者及び山間へき地等で緊急輸送の必要がある場合は、本章第6節「自衛隊派遣要請計画及び派遣活動計画」及び第8節「ヘリコプター等活用計画」により、航空機等を利用した輸送を要請する。</p>	<p>第14節 輸送計画</p> <p>第2 輸送の方法</p> <p>3 空中輸送</p> <p>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる 場合、又は救急患者及び山間へき地等で緊急輸送の必要がある場合は、本章第6節「自衛隊派遣要請計画及び派遣活動計画」及び第8節「ヘリコプター等活用計画」により、航空機等を利用した輸送を要請する。</p>	<p>消防庁通知による修正</p>
197	<p>第32節 防災ボランティアとの連携計画</p> <p>第2 ボランティアの受入れ</p> <p>町は、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。</p> <p>また、ボランティアの受入れにあたっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p>	<p>第32節 防災ボランティアとの連携計画</p> <p>第2 ボランティアの受入れ</p> <p>町は、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。</p> <p>また、ボランティアの受入れにあたっては、_____ ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p>	<p>防災基本計画において具体的な例示記載が削除されたことに伴う修正</p>
218	<p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>第3節 航空災害対策計画</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）</p> <p>(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</p>	<p>第7章 事故災害対策計画</p> <p>第3節 航空災害対策計画</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）</p> <p>(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。</p>	<p>連絡系統の明確化 ・「空港ビル」は北海道エアポートが管理運営しているため</p>

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由
222	<p>第3 災害応急対策 第4節 鉄道災害対策計画</p> <p>1 情報通信 (1) 情報通信連絡系統</p> <p>鉄道災害時の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>第3 災害応急対策 第4節 鉄道災害対策計画</p> <p>1 情報通信 (1) 情報通信連絡系統</p> <p>鉄道災害時の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>道の組織機構改正に伴う修正 (地域政策課→危機対策室)</p>
226-227	<p>第5節 道路災害対策計画</p> <p>第3 災害応急対策 1 情報通信 (1) 情報連絡系統</p> <p>道路災害時の連絡系統は、次のとおり実施する。</p> <p>ア 国の管理する道路の場合</p> 	<p>第5節 道路災害対策計画</p> <p>第3 災害応急対策 1 情報通信 (1) 情報連絡系統</p> <p>道路災害時の連絡系統は、次のとおり実施する。</p> <p>ア 国の管理する道路の場合</p> 	<p>道の組織機構改正に伴う修正 (地域政策課→危機対策室)</p>

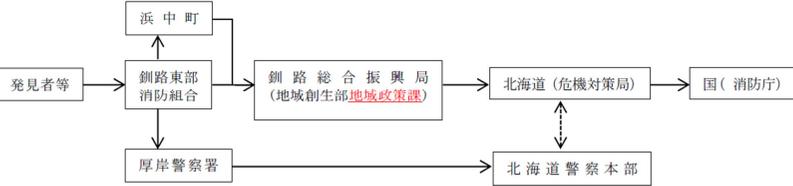
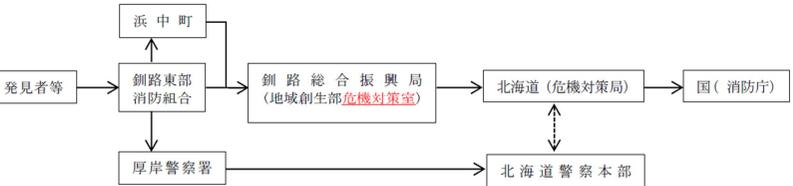
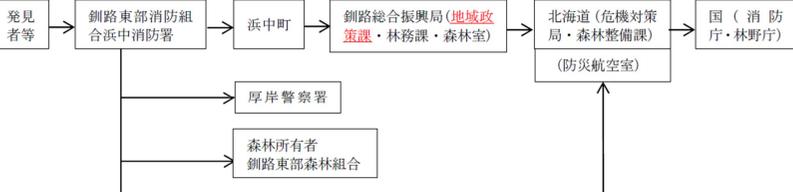
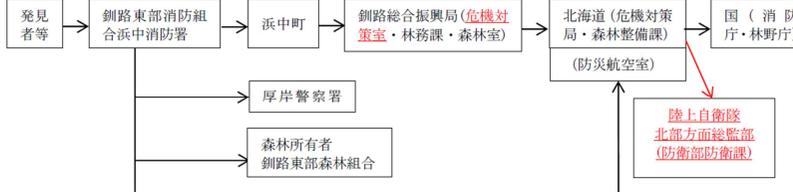
浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由
	<p>イ 道の管理する道路の場合</p> <p>ウ 町の管理する道路の場合</p>	<p>イ 道の管理する道路の場合</p> <p>ウ 町の管理する道路の場合</p>	
234	<p>第6節 危険物等災害対策計画</p> <p>第4 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。</p>	<p>第6節 危険物等災害対策計画</p> <p>第4 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。</p>	<p>道の組織機構改正に伴う修正 (地域政策課→危機対策室)</p>

浜中町地域防災計画（本編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由
238	<p>第7節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>第7節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>道の組織機構改正に伴う修正 (地域政策課→危機対策室)</p>
242	<p>第8節 林野火災対策計画</p> <p>第2 予防対策</p> <p>1 実施事項</p> <p>(5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、<u>危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起</u>、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。</p>	<p>第8節 林野火災対策計画</p> <p>第2 予防対策</p> <p>1 実施事項</p> <p>(5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は _____、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。</p>	<p>社会情勢を鑑みて記載を削除</p>
244	<p>第3 応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>広範囲にわたる林野の焼失等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>第3 応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>広範囲にわたる林野の焼失等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> 	<p>連絡系統の明確化 道の組織機構改正に伴う修正 【地域政策課→危機対策室】</p>
251	<p>第8章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p><u>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。</u></p>	<p>第8章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p><u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正)</p>

浜中町地域防災計画（本 編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行（令和5年3月）	修 正（令和6年3月）	修正理由
254	<p style="text-align: center;">第2節 被災者援護計画</p> <p>第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p>(1) 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <hr/>	<p style="text-align: center;">第2節 被災者援護計画</p> <p>第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</p> <p>1 被災者台帳の作成</p> <p>(1) 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p style="color: red;">また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由												
1	<p>第1章 総 則 第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定_____に基づき、浜中町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1章 総 則 第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定<u>及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）</u>に基づき、浜中町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第5章で日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を記載のため追加</p>												
24	<p>第2章 災害予防計画 第1節 町民の心構え</p> <p>第6 津波に対する心得 2 船舶関係者 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 町民の心構え</p> <p>第6 津波に対する心得 2 船舶関係者 (略) <u>3 漁業地域関係者</u> <u>(1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所、若しくは津波一時避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所、若しくは津波一時避難場所に避難する。</u> <u>(2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね5.0m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。</u> <u>(3) 避難判断は、独自の判断で行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。</u></p>	<p>防災基本計画との整合のため修正</p> <p>浜中町津波避難計画で新たに指定した津波一時避難場所を追加</p>												
27	<p>第11 津波に強いまちづくり 1 (略) 2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、_____津波浸水想定を<u>設定する</u>ものとする。</p>	<p>第11 津波に強いまちづくり 1 (略) 2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、<u>必要に応じ、津波浸水想定を見直す</u>ものとする。</p>	<p>文言修正</p>												
41	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 地震・津波情報の伝達計画</p> <p>第1 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合_____に、震度4以上_____が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度が6弱以上_____の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 地震・津波情報の伝達計画</p> <p>第1 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合<u>または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合</u>に、震度4以上<u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度が6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	<p>気象庁の情報内容の変更に伴い修正</p>												
44	<p>3 地震・津波に関する情報の種類と内容 (1) 地震に関する情報 ●地震情報の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	<p>3 地震・津波に関する情報の種類と内容 (1) 地震に関する情報 ●地震情報の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	(略)	(略)	(略)	<p>従来「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」が「震源・震度情報」に統合されたこと及び気象庁の情報内容の変更に伴</p>
地震情報の種類	発表基準	内容													
(略)	(略)	(略)													
地震情報の種類	発表基準	内容													
(略)	(略)	(略)													

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)			修 正 (令和6年3月)			修正理由
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予測される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	い修正
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度（震度4弱以上）を図情報として発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表	
	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）	
45	(2) 地震活動に関する解説資料等 (略) ●地震活動に関する解説資料			(2) 地震活動に関する解説資料等 (略) ●地震活動に関する解説資料			気象庁の情報内容の変更に伴い、修正
	解説資料等の種類	発表基準	内容	解説資料等の種類	発表基準	内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。	週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。	

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由
49	<p>第4 津波警報等の伝達系統 (略)</p>	<p>第4 津波警報等の伝達系統 (略)</p>	<p>関係機関への伝達系統の修正</p>
51	<p>第3節 災害情報等の収集、伝達計画</p> <p>第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>	<p>第3節 災害情報等の収集、伝達計画</p> <p>第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災、防犯に関する情報の取得及び緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置及び多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p>	<p>防災基本計画との整合のため修正</p>

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由																																																																																										
53	<p>第6 被害状況報告 (略)</p> <p>● 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先 【北海道・釧路総合振興局（通常時の報告先）】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>北海道総務部 危機対策局危機対策課</td> <td>北海道釧路総合振興局 地域創生部地域政策課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>日中</td> <td>011-204-5900 011-231-4314 (FAX)</td> <td>0154-43-9144 0154-42-2116 (FAX)</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>011-231-4111 内線22-586 011-231-4314 (FAX)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北海道総合行政 情報ネットワー ク(道防災無線)</td> <td>日中</td> <td>6-6-210-22-587</td> <td>6-6-710-2191 6-6-710-2192</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>6-6-210-22-586</td> <td>6-6-710-2193</td> </tr> </table> <p>【消防庁（通常時の報告先）】</p> <table border="1"> <tr> <td>時間帯</td> <td>平日 (9:30～ 18:15)</td> <td>平日 (左記時間帯以外) ・休日</td> </tr> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5353-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>03-5353-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>7-90-49013</td> <td>7-90-49102</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>7-90-49033</td> <td>7-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネッ トワーク</td> <td>電話</td> <td>7-048-500-90-49013</td> <td>7-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>7-048-500-90-49033</td> <td>7-048-500-90-49036</td> </tr> </table>			北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道釧路総合振興局 地域創生部地域政策課	NTT回線	日中	011-204-5900 011-231-4314 (FAX)	0154-43-9144 0154-42-2116 (FAX)	夜間	011-231-4111 内線22-586 011-231-4314 (FAX)		北海道総合行政 情報ネットワー ク(道防災無線)	日中	6-6-210-22-587	6-6-710-2191 6-6-710-2192	夜間	6-6-210-22-586	6-6-710-2193	時間帯	平日 (9:30～ 18:15)	平日 (左記時間帯以外) ・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777	ファクシミリ	03-5353-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49102	ファクシミリ	7-90-49033	7-90- 49036	地域衛星通信ネッ トワーク	電話	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49102	ファクシミリ	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49036	<p>第6 被害状況報告 (略)</p> <p>● 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先 【北海道・釧路総合振興局（通常時の報告先）】</p> <table border="1"> <tr> <td>報告先</td> <td></td> <td>北海道総務部 危機対策局危機対策課</td> <td>北海道釧路総合振興局 地域創生部危機対策室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>日中</td> <td>011-204-5900 011-231-4314 (FAX)</td> <td>0154-43-9144 0154-42-2116 (FAX)</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>011-231-4111 内線22-586 011-231-4314 (FAX)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北海道総合行政 情報ネットワー ク(道防災無線)</td> <td>日中</td> <td>6-6-210-22-587</td> <td>6-6-710-2191 6-6-710-2192</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>6-6-210-22-586</td> <td>6-6-710-2193</td> </tr> </table> <p>【消防庁（通常時の報告先）】</p> <table border="1"> <tr> <td>時間帯</td> <td>平日 (9:30～ 18:15)</td> <td>平日 (左記時間帯以外) ・休日</td> </tr> <tr> <td>報告先</td> <td>消防庁応急対策室</td> <td>消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5353-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>03-5353-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>7-90-49013</td> <td>7-90-49102</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>7-90-49033</td> <td>7-90-49136</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネッ トワーク</td> <td>電話</td> <td>7-048-500-90-49013</td> <td>7-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>7-048-500-90-49033</td> <td>7-048-500-90-49036</td> </tr> </table>	報告先		北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道釧路総合振興局 地域創生部 危機対策室	NTT回線	日中	011-204-5900 011-231-4314 (FAX)	0154-43-9144 0154-42-2116 (FAX)	夜間	011-231-4111 内線22-586 011-231-4314 (FAX)		北海道総合行政 情報ネットワー ク(道防災無線)	日中	6-6-210-22-587	6-6-710-2191 6-6-710-2192	夜間	6-6-210-22-586	6-6-710-2193	時間帯	平日 (9:30～ 18:15)	平日 (左記時間帯以外) ・休日	報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	NTT回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777	ファクシミリ	03-5353-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49102	ファクシミリ	7-90-49033	7-90- 49136	地域衛星通信ネッ トワーク	電話	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49102	ファクシミリ	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49036	<p>道の組織機構改正に伴う修正</p> <p>消防庁の電話番号等の修正（北海道）</p>
		北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道釧路総合振興局 地域創生部地域政策課																																																																																										
NTT回線	日中	011-204-5900 011-231-4314 (FAX)	0154-43-9144 0154-42-2116 (FAX)																																																																																										
	夜間	011-231-4111 内線22-586 011-231-4314 (FAX)																																																																																											
北海道総合行政 情報ネットワー ク(道防災無線)	日中	6-6-210-22-587	6-6-710-2191 6-6-710-2192																																																																																										
	夜間	6-6-210-22-586	6-6-710-2193																																																																																										
時間帯	平日 (9:30～ 18:15)	平日 (左記時間帯以外) ・休日																																																																																											
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																											
NTT回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777																																																																																										
	ファクシミリ	03-5353-7537	03-5253-7553																																																																																										
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49102																																																																																										
	ファクシミリ	7-90-49033	7-90- 49036																																																																																										
地域衛星通信ネッ トワーク	電話	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49102																																																																																										
	ファクシミリ	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49036																																																																																										
報告先		北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道釧路総合振興局 地域創生部 危機対策室																																																																																										
NTT回線	日中	011-204-5900 011-231-4314 (FAX)	0154-43-9144 0154-42-2116 (FAX)																																																																																										
	夜間	011-231-4111 内線22-586 011-231-4314 (FAX)																																																																																											
北海道総合行政 情報ネットワー ク(道防災無線)	日中	6-6-210-22-587	6-6-710-2191 6-6-710-2192																																																																																										
	夜間	6-6-210-22-586	6-6-710-2193																																																																																										
時間帯	平日 (9:30～ 18:15)	平日 (左記時間帯以外) ・休日																																																																																											
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)																																																																																											
NTT回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777																																																																																										
	ファクシミリ	03-5353-7537	03-5253-7553																																																																																										
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49102																																																																																										
	ファクシミリ	7-90-49033	7-90- 49136																																																																																										
地域衛星通信ネッ トワーク	電話	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49102																																																																																										
	ファクシミリ	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49036																																																																																										
65	<p>第4章 災害復旧・被災者援護計画 (略)</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>。。</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 災害復旧・被災者援護計画 (略)</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画との整合のため修正</p>																																																																																										

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行 (令和5年3月)	修 正 (令和6年3月)	修正理由																																																																																																																														
67	<p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）</u>第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1 推進計画の目的</p> <p>この計画は、<u>日本海溝特措法</u>第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章第1節計画の目的の修正に伴う修正</p>																																																																																																																														
73	<p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第3 地域住民等の避難行動等</p> <p>1 避難対象地区の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>●津波による避難指示対象地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人口</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>霧 多 布</td><td>414</td><td>805</td><td>397</td><td>408</td></tr> <tr><td>湯 沸</td><td>42</td><td>103</td><td>53</td><td>50</td></tr> <tr><td>新 川</td><td>132</td><td>256</td><td>128</td><td>128</td></tr> <tr><td>暮 帰 別</td><td>219</td><td>437</td><td>218</td><td>219</td></tr> <tr><td>仲 の 浜</td><td>47</td><td>112</td><td>58</td><td>54</td></tr> <tr><td>琵琶瀬</td><td>115</td><td>294</td><td>149</td><td>145</td></tr> <tr><td>散 布</td><td>214</td><td>578</td><td>293</td><td>285</td></tr> <tr><td>榊 町</td><td>68</td><td>168</td><td>91</td><td>77</td></tr> <tr><td>奔 幌 戸</td><td>37</td><td>84</td><td>41</td><td>43</td></tr> <tr><td>黄 人</td><td>39</td><td>99</td><td>51</td><td>48</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,327</td><td>2,936</td><td>1,479</td><td>1,457</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和4年12月31日現在：住民基本台帳)</p>	地区名	世帯数	人口			総数	男	女	霧 多 布	414	805	397	408	湯 沸	42	103	53	50	新 川	132	256	128	128	暮 帰 別	219	437	218	219	仲 の 浜	47	112	58	54	琵琶瀬	115	294	149	145	散 布	214	578	293	285	榊 町	68	168	91	77	奔 幌 戸	37	84	41	43	黄 人	39	99	51	48	計	1,327	2,936	1,479	1,457	<p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第3 地域住民等の避難行動等</p> <p>1 避難対象地区の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>●津波による避難指示対象地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th colspan="3">人口</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>霧 多 布</td><td>403</td><td>788</td><td>388</td><td>400</td></tr> <tr><td>湯 沸</td><td>41</td><td>101</td><td>54</td><td>47</td></tr> <tr><td>新 川</td><td>134</td><td>253</td><td>120</td><td>133</td></tr> <tr><td>暮 帰 別</td><td>219</td><td>428</td><td>210</td><td>218</td></tr> <tr><td>仲 の 浜</td><td>47</td><td>111</td><td>57</td><td>54</td></tr> <tr><td>琵琶瀬</td><td>127</td><td>288</td><td>140</td><td>148</td></tr> <tr><td>散 布</td><td>208</td><td>549</td><td>280</td><td>269</td></tr> <tr><td>榊 町</td><td>64</td><td>159</td><td>85</td><td>74</td></tr> <tr><td>奔 幌 戸</td><td>37</td><td>79</td><td>38</td><td>41</td></tr> <tr><td>黄 人</td><td>41</td><td>98</td><td>49</td><td>49</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,321</td><td>2,854</td><td>1,421</td><td>1,433</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和5年12月31日現在：住民基本台帳)</p>	地区名	世帯数	人口			総数	男	女	霧 多 布	403	788	388	400	湯 沸	41	101	54	47	新 川	134	253	120	133	暮 帰 別	219	428	210	218	仲 の 浜	47	111	57	54	琵琶瀬	127	288	140	148	散 布	208	549	280	269	榊 町	64	159	85	74	奔 幌 戸	37	79	38	41	黄 人	41	98	49	49	計	1,321	2,854	1,421	1,433	<p>最新の数値に修正</p>
地区名	世帯数			人口																																																																																																																													
		総数	男	女																																																																																																																													
霧 多 布	414	805	397	408																																																																																																																													
湯 沸	42	103	53	50																																																																																																																													
新 川	132	256	128	128																																																																																																																													
暮 帰 別	219	437	218	219																																																																																																																													
仲 の 浜	47	112	58	54																																																																																																																													
琵琶瀬	115	294	149	145																																																																																																																													
散 布	214	578	293	285																																																																																																																													
榊 町	68	168	91	77																																																																																																																													
奔 幌 戸	37	84	41	43																																																																																																																													
黄 人	39	99	51	48																																																																																																																													
計	1,327	2,936	1,479	1,457																																																																																																																													
地区名	世帯数	人口																																																																																																																															
		総数	男	女																																																																																																																													
霧 多 布	403	788	388	400																																																																																																																													
湯 沸	41	101	54	47																																																																																																																													
新 川	134	253	120	133																																																																																																																													
暮 帰 別	219	428	210	218																																																																																																																													
仲 の 浜	47	111	57	54																																																																																																																													
琵琶瀬	127	288	140	148																																																																																																																													
散 布	208	549	280	269																																																																																																																													
榊 町	64	159	85	74																																																																																																																													
奔 幌 戸	37	79	38	41																																																																																																																													
黄 人	41	98	49	49																																																																																																																													
計	1,321	2,854	1,421	1,433																																																																																																																													
	<p>第11節 地震・津波防災推進のための事業・事務</p> <p>第2 事業・事務（津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う地区名</th> <th>津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸山散布</td> <td>避難施設その他の避難場所</td> <td>1箇所</td> <td>令和5年度～令和6年度</td> </tr> <tr> <td>新川東</td> <td>避難施設その他の避難場所</td> <td>1箇所</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>琵琶瀬</td> <td>避難施設その他の避難場所</td> <td>1箇所</td> <td>令和5年度～令和7年度</td> </tr> <tr> <td>新川西</td> <td>避難施設その他の避難場所</td> <td>1箇所</td> <td>令和5年度～令和8年度</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間	丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和6年度	新川東	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度	琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和7年度	新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度	<p>第11節 地震・津波防災推進のための事業・事務</p> <p>第2 事業・事務（津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項）</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う地区名</th> <th>津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丸山散布</td> <td>避難施設その他の避難場所</td> <td>1箇所</td> <td>令和5年度～令和6年度</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>琵琶瀬</td> <td>避難施設その他の避難場所</td> <td>1箇所</td> <td>令和5年度～令和7年度</td> </tr> <tr> <td>新川西</td> <td>避難施設その他の避難場所</td> <td>1箇所</td> <td>令和5年度～令和8年度</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間	丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和6年度	削除	削除	削除	削除	琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和7年度	新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度	<p>津波避難対策緊急事業計画変更に伴う修正</p>																																																																																						
津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間																																																																																																																														
丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和6年度																																																																																																																														
新川東	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度																																																																																																																														
琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和7年度																																																																																																																														
新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度																																																																																																																														
津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間																																																																																																																														
丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和6年度																																																																																																																														
削除	削除	削除	削除																																																																																																																														
琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和7年度																																																																																																																														
新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～令和8年度																																																																																																																														

浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

資料 2

頁	現 行（令和5年3月）				修 正（令和6年3月）				修正理由
	仲の浜	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和9年度	仲の浜	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和9年度	
	暮帰別	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和9年度	暮帰別	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和9年度	